

おくやみ手続き 案内帖

おくやみ手続き支援サービスをご利用ください。

死亡届後のお手続きは、ほとんどの皆さまが、いくつもの窓口で、亡くなられた方のお名前やご遺族の口座番号などの同じ情報を繰り返し、記入していただく必要があります。

おくやみ手続き支援サービスは、事前に受付を行うことで、申請書の記入箇所を減らし、ご遺族の負担軽減を目指しています。

**「おくやみ手続きサービス」をご利用いただく場合は、
前日の15時までにご予約をお願いいたします。**

 **0569-84-0631【市民課】**

電話受付：平日8時30分～17時00分（土日祝日を除く）

予 約 枠：①9時～、②10時～、③14時～、④15時～

※おくやみ手続き支援サービスを使わずに、直接各窓口にて、お手続きをしていただくことも可能です。

おくやみ手続き案内帖



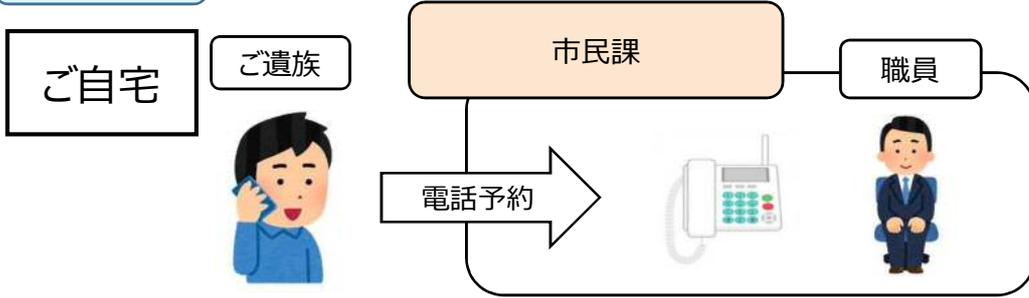
目次

・おくやみ手続きの手順	1
・主な持ち物チェックリスト	2
・窓口のご案内の見方	3
・市役所でのお手続きと必要なもの	4～13
・市役所以外でのお手続きと必要なもの	14～16
・半田市内主要施設マップ	17
・市役所本庁舎案内図	18
・お客様シート（様式）	20, 21

おくやみ手続きの手順

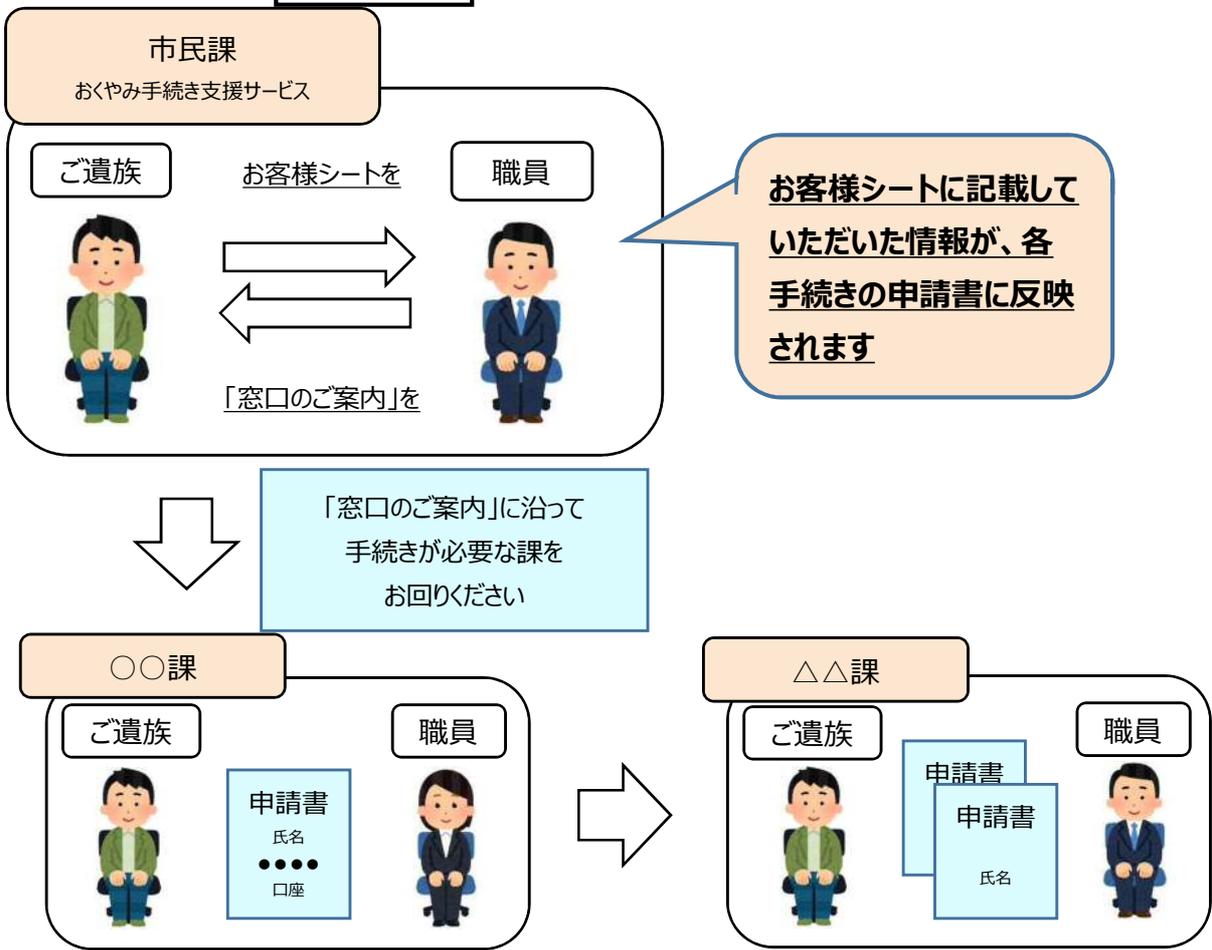
「おくやみ手続き支援サービス」を使わずに、直接各窓口にてお手続きをしていただくことも可能です

前日まで



当日

市役所



「おくやみ手続き支援サービス」をご利用いただく場合は、
前日の15時までにご予約をお願いいたします。

0569-84-0631【市民課】

電話受付：8時30分～17時00分（土日祝日を除く）

予約枠：①9時～、②10時～、③14時～、④15時～

主な持ち物チェックリスト

死亡届後、市役所での手続きに必要な持ち物をご紹介します。

以下の持ち物のうち、該当するものがあれば、お持ちください。

詳しくは、P.4 以降の「市役所でのお手続きと必要なもの」をご覧ください。より具体的にご確認いただくことが可能です。

ご遺族・お越しいただく方のもの

本人確認書類

- ・顔写真付きのもの
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障がい者手帳 等
- ・顔写真付きのものがない場合
健康保険証等公的機関が発行する本人確認書類+診察券，キャッシュカード 等

預貯金通帳（相続人代表、喪主）

税金の引き落としなどの口座を変更する場合は預貯金通帳と銀行印

会葬礼状または喪主のフルネームが書かれた葬儀の領収書 （亡くなった方が後期高齢者医療保険に加入されていた場合）

窓口のご案内（p.3 参照）

死亡届を市民課へ提出した際、市民課で渡される書類です。
死亡届を時間外窓口や、半田市役所以外の役所で提出された場合は、市民課窓口で保管しています。

市営墓地を使用している方は、p.13 をご確認ください。 ※使用している場合、p.13 の「必要なもの」をお持ちください。

お客様シート（p.20.21 参照） ※おくやみ手続き支援サービスを利用する方のみ必要です。 ご記入いただいた状態でお持ちください。

亡くなった方のもの（※該当するものがあれば、お持ちください。）

年金手帳または年金証書（国民年金加入者または年金受給者）

印鑑登録証

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

介護保険被保険者証

身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証

障がい者医療費受給者証、精神障がい者医療費受給者証、

後期高齢者福祉医療費受給者証、子ども医療費受給者証、

母子・父子家庭医療費受給証

タクシー料金利用助成券

その他、半田市から交付された証書類、貸与されている物等

見本

“窓口のご案内”

受付コード

届出年月日	異動年月日	異動事由
令和4年4月5日	令和4年4月1日	死亡

半田市役所 TEL: (0569)21-3111
 FAX: (0569)23-6061
 URL: http://www.city.handa.lg.jp/

対象	番号	氏名	生年月日	性	続柄
主変	1	半田 ●●	昭和 年 月 日	2	世帯主
対象	2	半田 ▲▲	昭和 年 月 日	1	世帯主

① 亡くなられた方、
同世帯員の方が
表示されます。

④ 窓口番号と担当課を表します。

② 該当者番号	③ 確認	④ 案内メッセージ
1	<input type="checkbox"/>	⑥ 窓口 : 国保年金課 国民健康保険の手続きがあります。国保年金課へお越しく下さい。
2	<input type="checkbox"/>	【リサイクルセンター内 : 環境課】 ☆該当する方のみ 市営墓地使用者の変更手続きが...または市民課へおこしください。
2	<input type="checkbox"/>	⑩ 窓口 : 税務課 固定資産税・軽自動車税・住民税の手続きがあります。税務課へお越しく下さい
2	<input type="checkbox"/>	⑮ 窓口 : 上水道課 (水道お客様センター) ☆該当する方のみ 水道の使用者・所有者となっている方は、上水道課へお越しく下さい。
2	<input type="checkbox"/>	⑭ 窓口 : 下水道課 ☆該当する方のみ 下水道に接続されている建物 (大浴場等、井戸水...へお越しく下さい。
2	<input type="checkbox"/>	④ 窓口 : 高齢介護課 ☆該当する方のみ 高齢者福祉サービスを受けている方は、高齢介護...
2	<input type="checkbox"/>	④ 窓口 : 高齢介護課 介護保険の手続きがあります。高齢介護課へお越しく下さい。
2	<input type="checkbox"/>	⑥ 窓口 : 国保年金課 国民健康保険の手続きがあります。国保年金課へお越しく下さい。
2	<input type="checkbox"/>	⑥ 窓口 : 国保年金課 ☆該当する方のみ 国民健康保険の手続きがあります。国保年金課へお越しく下さい。

⑤ 該当がある場合のみ
お手続きが必要です。

③ 赤色の○が付いている
担当課でお手続きがあります。

② 上記①で表示されている方の中で
各手続きの該当者が番号で表示されます。

※上記、①で案内メッセージの他、手続きが必要な場合は各担当窓口までお問い合わせください。
 ご案内メッセージは必ず全てお読みください。

記事欄

市役所でのお手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
			※窓口に来られる方の本人確認書類は必須です。(p.2参照)	担当課
住民票	住民票上の世帯主の方が亡くなったとき	世帯主変更	<ul style="list-style-type: none"> ●同世帯員の方が手続きする場合 ・なし ●別世帯員の方が手続きする場合 ・同一世帯員の方からの委任状 	1階①窓口 市民課 住民記録担当 電話84-0632
		国民年金に加入している方 遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号が分かるもの (年金証書、年金手帳、振込通知等) 	1階⑥窓口 国保年金課 年金担当 電話84-0653
国民年金を受給している方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号が分かるもの (年金証書、年金手帳、振込通知等) 		
年金	厚生年金を受給している方 (※市役所外での手続き)	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	※事前に右記にお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号が分かるもの (年金証書、年金手帳、振込通知等) 	半田年金事務所 電話21-3159 予約0570-05-4890 ※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されますので、ご相談・お手続きの際は、予約のうえ来訪してください。
	共済年金を受給している方 (※市役所外での手続き)		年金事務所でワンストップで手続きできる場合もありますが、詳細については各共済組合へ直接お問い合わせください。	
	企業年金を受給している方 (※市役所外での手続き)		各企業年金基金等 または 企業年金連合会(年金相談室) 電話0570-02-2666	
	恩給を受給している方 (※市役所外での手続き)	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください(市役所外での手続き)		総務省恩給相談窓口 03-5273-1400
	農業者年金を受給している方 (※市役所外での手続き)	死亡届 未支給年金請求	※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、事前に右記の窓口へお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本の写し ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者となる方の印鑑(認印) 	※手続は、あいち知多農業協同組合各支店でを行います。 JAあいち知多半田支店 電話22-1331

市役所でのお手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
			※窓口に来られる方の本人確認書類は必須です。(p.2参照)	担当課
介護	65歳以上の方または介護認定を受けている方	介護保険被保険者証等の返還 介護保険資格喪失届 介護保険料還付届(該当の方) 介護保険料の精算(該当の方)	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の介護保険被保険者証(白) 亡くなった方の介護保険負担割合証(ピンク)(該当の方) 亡くなった方の負担限度額認定証(緑)(該当の方) 相続人となる方の振込先口座がわかるもの(該当の方) 	1階④窓口 高齢介護課 介護保険担当 電話84-0649
高齢者	緊急通報装置の貸与がある方	緊急通報装置の撤去・返却	緊急通報装置を右記までご返却ください。 ※装置を紛失された場合は費用負担があります。	1階④窓口 高齢介護課 高齢者福祉担当 電話84-0648
	行方不明高齢者等捜索機器(SANタグ)の貸与がある方	行方不明高齢者等捜索機器(SANタグ)の返却	行方不明高齢者等捜索機器(SANタグ)を右記までご返却ください。	
	タクシー料金利用助成券の給付を受けている方	タクシー料金利用助成券の返却	タクシー料金利用助成券を右記までご返却ください。	
	家族介護用品購入券の給付を受けている方	家族介護用品購入券の返却	家族介護用品購入券を右記までご返却ください。	

市役所でのお手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
			※窓口に来られる方の本人確認書類は必須です。(p.2参照)	担当課
保 険	国民健康保険に加入している方	資格喪失届 保険証及び各種認定証等の返還 葬祭費支給申請 送付先申請	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の保険証及び各種認定証等(世帯主の方が亡くなった場合は、あわせてその世帯の加入者の保険証及び各種認定証等) 葬祭費の振込先口座がわかるもの(基本的に喪主の口座) 通帳と通帳印(世帯主が亡くなった場合もしくは、登録している口座名義の方が亡くなった場合) 	1階⑥窓口 国保年金課 国保給付担当 電話84-0651
	国民健康保険に加入している方のいる世帯主の方	世帯内の加入者全員に交付している保険証及び各種認定証等の記載事項変更	<ul style="list-style-type: none"> その世帯の加入者の保険証 その世帯の加入者の各種認定証等 通帳と通帳印 	1階⑥窓口 国保年金課 国保給付担当 電話84-0651
	後期高齢者医療保険に加入している方	保険証及び各種認定証等の返還 葬祭費支給申請 高額療養費等の振込口座の変更 送付先変更申請	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の保険証 亡くなった方の各種認定証等 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(会葬礼状または喪主のフルネームが書かれた葬儀の領収書) 葬祭費の振込先口座がわかるもの(基本的に喪主の口座) 高額療養費等の振込先口座がわかるもの(基本的に相続人代表となる方の口座) 	1階⑥窓口 国保年金課 医療福祉担当 電話84-0652

市役所でのお手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
			※窓口に来られる方の本人確認書類は必須です。(p.2参照)	担当課
税	市・県民税が課税されている方	相続人代表者の登録	・なし (相続人が複数人の場合、手続き説明となります)	2階⑩窓口 税務課
	半田市ナンバーの車両を所有している方	名義変更 または廃車	・ナンバープレート(廃車の場合) ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	市民税担当 電話84-0620
	固定資産をお持ちの方	相続人代表者の登録	・なし (相続人が複数人の場合、手続き説明となります)	2階⑩窓口 税務課
	共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方	共有代表者の変更	・なし (共有者が複数人の場合、手続き説明となります)	家屋償却担当 電話84-0621
	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	・なし (相続人が複数人の場合、手続き説明となります)	土地担当 電話84-0622
	納税している方 (納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	納税通知書等の送付先変更	・なし	2階⑩窓口 税務課 市民税担当 電話84-0620 家屋償却担当 電話84-0621 土地担当 電話84-0622
	今後の納税に関する相談 口座振替の変更・廃止	●口座振替の変更手続きをされる方 ・新たに申請される方の預貯金通帳、通帳届出印	1階⑦番窓口 収納課 収納担当 電話84-0624 徴収担当 電話84-0625	

市役所でのお手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	
			※窓口に来られる方の本人確認書類は必須です。(p.2参照)	担当課	
障 が い	身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還	・亡くなった方の手帳	1階③窓口 地域福祉課 障がい者援護担当 電話84-0643	
	自立支援医療受給者証（精神通院・育成医療・更生医療）をお持ちの方	受給者証返還	・亡くなった方の自立支援医療受給者証（精神通院・育成医療・更生医療）		
	愛知県心身障がい者扶養共済制度に加入している方	心身障がい者の保護者の方が亡くなった場合	支給金請求		・亡くなった加入者（保護者）が除かれた住民票（除票） ・年金管理者（※）と年金受給権者（障がい者）の住民票 ・年金管理者（※）もしくは年金受給権者（障がい者）の振込先口座がわかるもの ・医師が発行する死亡診断書（原本又は原本証明されたもの） ・加入証書 ※設定が無い場合は不要
		心身障がい者の方が亡くなった場合	弔慰金請求		・加入者（保護者）の住民票 ・亡くなった障がい者が除かれた住民票（除票） ・加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの ・加入証書
		扶養共済年金受給者が亡くなった場合			・年金受給権者（障がい者）が除かれた住民票（除票） ・年金証書
	特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当、愛知県在宅重度障がい者手当、半田市心身障がい者手当を受給している方	資格喪失	・相続される方の振込先口座がわかるもの		
	受給者証（障がい福祉サービス、地域相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援）をお持ちの方	受給者証返還	・亡くなった方の受給者証（障がい児通所支援受給者証については子育て相談課へ返却）		
	障がい者タクシー乗車券、バス特別乗車証をお持ちの方	障がい者タクシー乗車券、バス特別乗車証返還	・亡くなった方の障がい者タクシー乗車券、バス特別乗車証		

市役所でのお手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
			※窓口に来られる方の本人確認書類は必須です。(p.2参照)	担当課
障 が い	緊急通報装置の貸与がある方	緊急通報装置の撤去・返還	緊急通報装置を右記までご返却ください。 ※装置を紛失された場合は費用負担があります。	1階③窓口 地域福祉課 障がい者援護担当 電話84-0643
	NHK放送受信料免除を受けている方	NHK放送受信料免除事由消滅	・手続きされる方の印鑑（認印）	
	有料道路における障がい者割引制度を受けている方 ※ETC登録をされている方	障がい者ETC利用登録削除	・亡くなった方の手帳	
	障がい者医療費助成の対象の方	資格喪失届書 障がい者医療費受給者証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方の障がい者医療費受給者証 ※過去に医療費の還付申請をし未給付のものがある場合には、相続される方の振込先口座がわかるもの	1階⑤窓口 国保年金課 医療福祉担当 電話84-0652
	精神障がい者医療費助成の対象の方	資格喪失届書 精神障がい者医療費受給者証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方の精神障がい者医療費受給者証 ※過去に医療費の還付申請をし未給付のものがある場合には、相続される方の振込先口座がわかるもの	
後期高齢者福祉医療費助成の対象の方	資格喪失届書 後期高齢者福祉医療費受給者証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方の後期高齢者医療費受給者証 ※過去に医療費の還付申請をし未給付のものがある場合には、相続される方の振込先口座がわかるもの		

市役所でのお手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
			※窓口に来られる方の本人確認書類は必須です。(p.2参照)	担当課
こども	児童手当支給対象の児童	受給事由消滅 または 額改定(減額)	・なし	2階⑩窓口 子ども育成課 児童福祉担当 電話84-0658
	児童手当を受給している方	受給事由消滅 未支払手当請求 認定請求	※事前に右記にお問い合わせください。	
	児童扶養手当支給対象の児童	資格喪失 または 額改定(減額)	・資格喪失の場合は児童扶養手当証書	
	児童扶養手当を受給している方	受給資格者死亡届 未支払手当請求	※事前に右記にお問い合わせください。	
	半田市遺児手当支給対象の児童	資格喪失 または 額改定(減額)	・なし	
	半田市遺児手当を受給している方	資格喪失	※事前に右記にお問い合わせください。	
	子ども医療費助成の受給対象(子ども)の方	資格喪失届書 子ども医療費受給者証の返還	・亡くなった方の子ども医療費受給者証	1階⑥窓口 国保年金課 医療福祉担当 電話84-0652
	子ども医療費助成の受給対象者の保護者の方	保護者(受給者)の変更 振込口座の変更	・子ども医療費受給者証と受給対象者の健康保険証 ※過去に医療費の還付申請をし未給付のものがある場合には、相続される方の振込先口座がわかるもの	
	母子・父子家庭医療費助成の対象の方	資格喪失届書 受給者証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方の母子・父子家庭医療費受給者証 ※過去に医療費の還付申請をし未給付のものがある場合には、相続される方の振込先口座がわかるもの	
	保育園・認定こども園(長時間)在園児の保護者の方	世帯員の変更	・住所等変更届	在園中の保育園・こども園 または 2階⑨窓口 幼児保育課 保育担当 電話84-0660

市役所でのお手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
			※窓口に来られる方の本人確認書類は必須です。(p.2参照)	担当課
こども	保育園・認定こども園（長時間）在園児の方	退園手続き	・保育所退所届	在園中の保育園・こども園 または 2階⑨窓口 幼児保育課 保育担当 電話84-0660
	幼稚園・認定こども園（短時間利用）在園児の保護者の方	支給認定申請	※事前に右記にお問い合わせください。	2階⑧窓口 学校教育課 教育委員会事務局 学校担当 電話84-0688
	就学援助申請者の方	就学援助変更申請	※事前に右記にお問い合わせください。	
	小中学校に就学中の外国籍児童・生徒の方で、退学される方	退学届	※事前に右記にお問い合わせください。	

市役所でのお手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
			※窓口に来られる方の本人確認書類は必須です。(p.2参照)	担当課
市営住宅	市営住宅にお住まいの方 (契約者が死亡した場合)	【同居するご家族が引き続き入居する場合】 市営住宅入居承継承認	承継手続きが必要です。 ※事前に右記へお問い合わせください。	3階⑩窓口 建築課 住宅施設担当 電話84-0670
		【退去する場合】 市営住宅退去届	退去手続きに係る立会検査が必要です。 ※事前に右記へお問い合わせください。	
	市営住宅にお住まいの方 (契約者以外の同居人が死亡した場合)	市営住宅同居者異動届	※事前に右記にお問い合わせください。	
上下水道	水道の契約をしている方	【使用をやめる場合】 閉栓手続き	閉栓の手続きが必要です。 お客様番号を確認できるものがあればご持参ください。 ※インターネット上でも手続きができます。 詳細は、市役所以外でのお手続きと必要なもの(p.16)【引越れんらく帳のご利用について】をご覧ください。	2階⑤窓口 上水道課 水道お客様センター 電話84-0679
		【引き続き使用する場合】 給水装置使用者変更届	名義変更の手続きが必要です。 お客様番号を確認できるものがあればご持参ください。 ●水道料金を口座振替される場合 ・新しい使用者の方の金融機関届出印	
	水道を所有している方	給水装置所有者変更届	名義変更の手続きが必要です。 お客様番号を確認できるものがあればご持参ください。	
	下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯	世帯人数の変更	・世帯人数等変更届	2階④窓口 下水道課 計画担当 電話84-0675
下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中の方	受益者の変更 納付代理人の変更 登録口座の変更	●受益者変更 ・下水道事業受益者異動申告書 ●納付代理人の変更 ・下水道事業受益者負担金納付代理人申告書 ●登録口座の変更 ・口座振替依頼書 ・振替口座がわかるもの(預貯金通帳等) ・口座名義人の印鑑(銀行届出印)		

市役所でのお手続きと必要なもの

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
			※窓口に来られる方の本人確認書類は必須です。(p.2参照)	担当課
墓地	市営墓地を使用している方	墓地使用权承継申請 墓地埋蔵物届出	<ul style="list-style-type: none"> ●承継手続き ・承継者の本人確認書類（運転免許証等） ・（市外在住者が承継する場合）本籍記載の住民票又は本籍記載の戸籍の附票 ・墓地使用許可証（紛失された場合、窓口でその旨お申し出ください。） 	リサイクルセンター内 環境課 墓地整備担当 電話21-4001 または 1階①窓口 市民課 でも手続きできます。
			<ul style="list-style-type: none"> ●墓地埋蔵物届出（市営墓地に納骨する場合） ・火葬許可証（火葬日時での証明のあるもの） ・墓地使用許可証（紛失された場合、窓口でその旨お申し出ください。） 	
犬	犬を所有している方	所有者の変更	・なし	リサイクルセンター内 環境課 墓地整備担当 電話21-4001 または 1階①窓口 市民課 でも手続きできます。

市役所以外でのお手続きと必要なもの

区分	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
年金	厚生年金を受給している方	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	※事前に右記にお問い合わせください。 ・基礎年金番号が分かるもの (年金証書、年金手帳、振込通知等)	半田年金事務所 電話21-3159 予約0570-05-4890 ※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されますので、 ご相談・お手続きの際は、予約のうえ来庁してください。
	共済年金を受給している方		年金事務所ですらワンストップで手続きできる場合もありますが、 詳細については各共済組合へ直接お問い合わせください。	
	企業年金を受給している方		各企業年金基金等 または 企業年金連合会(年金相談室) 電話0570-02-2666	
	恩給を受給している方		総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください(市役所外でのお手続き)	総務省恩給相談窓口 03-5273-1400
	農業者年金を受給している方	死亡届 未支給年金請求	※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、 事前に右記の窓口へお問い合わせください。 ・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を 確認できる戸籍謄本等の写し ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者となる方の印鑑(認印)	※手続は、あいち知多農業協同組合各支店でを行います。 JAあいち知多半田支店 電話22-1331
相続等	生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 生命保険会社 又は代理店
	損害保険等	名義変更・解約 等	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 損害保険会社 又は代理店
	預貯金口座等	口座解凍手続き	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関等
	株式等	名義変更	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等
	国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	・国債(又は証券保管証書) ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ・印鑑	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の郵便局
	相続財産	相続税手続き	※手続きが必要な場合があるため、右記に連絡し、確認 を行ってください。	半田税務署 電話21-3141
	所得がある方	所得税・消費税申告手 続き		
不動産登記関係	土地・家屋等 移転登記	・登記申請書 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 等	名古屋法務局 半田支局 代表 21-1095	

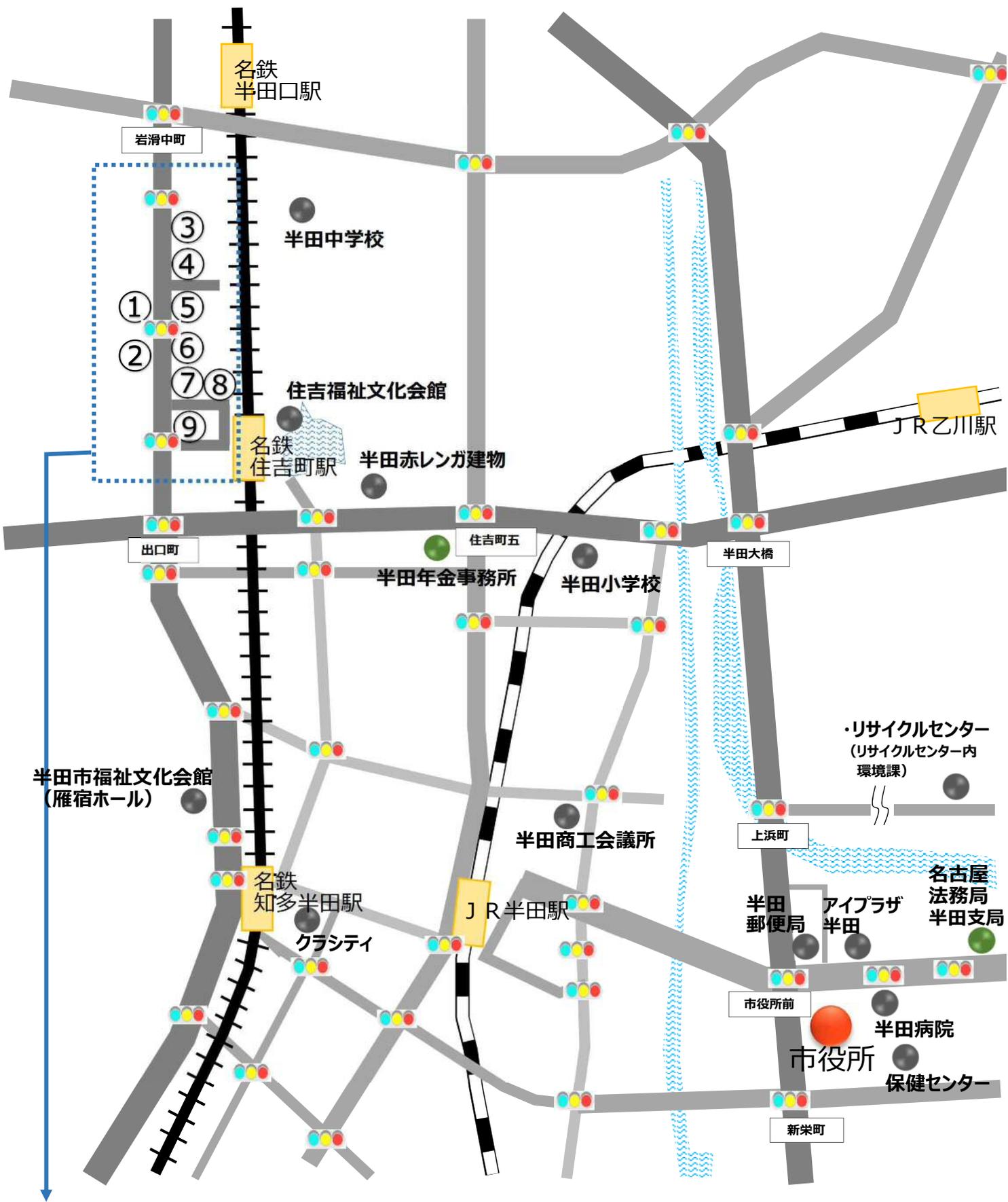
市役所以外でのお手続きと必要なもの

区分	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
相続等	遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所で行ってください。 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	半田簡易裁判所 (家庭裁判所) 代表 21-0259
	相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です）	半田簡易裁判所 (家庭裁判所) 代表 21-0259
その他市役所以外で行う手続き	半田市ナンバー以外の車両を所有している方	名義変更 または廃車	右記に連絡し、手続きを行ってください。	軽二輪（125～250cc） 二輪の小型自動車 ⇒愛知運輸支局 電話050-5540-2046 軽三輪、軽四輪 ⇒軽自動車検査協会 電話050-3816-1770 普通車 ⇒知多県税事務所 (知多総合庁舎内) 電話89-8176
手続きに要する証明書等について	<p>・手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの(戸籍、住民票・税に関する証明書等)があるため、手続き先にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。</p> <p>・戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、手続き先にご確認ください。</p> <p>【証明書の発行場所】</p> <p>○戸籍、住民票、印鑑証明書等：半田市役所 市民課（1階①窓口） (印鑑証明書の交付には、必ず印鑑登録証の提示が必要です。)</p> <p>○所得証明書：半田市役所 税務課（2階②窓口）</p> <p>○納税証明書：半田市役所 収納課（1階⑦窓口）</p> <p>【証明書の取得できる方】</p> <p>○戸籍謄本（抄本）：本人または同じ戸籍に記載されている方、直系のご親族（それ以外の方が取得する場合は、委任状が必要。）</p> <p>○住民票：本人または同一世帯の方（それ以外の方が取得する場合は、委任状が必要。）</p> <p>○印鑑登録証：証明書が必要な方の印鑑登録証をお持ちいただければ、どなたでも発行可能。</p> <p>○所得証明書：本人または同一世帯のご親族（それ以外の方が取得する場合は、委任状が必要。）</p> <p>○納税証明書：本人または同一世帯のご親族（それ以外の方が取得する場合は、委任状が必要。）</p> <p>※証明書の発行には所定の金額がかかります。</p>			

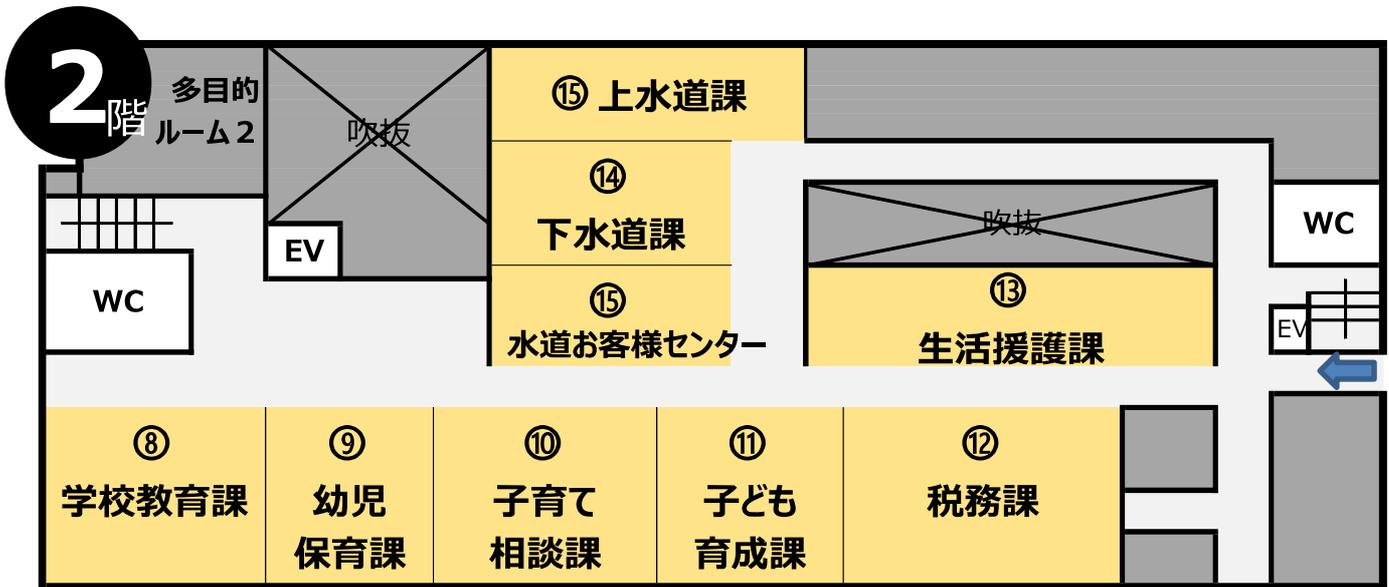
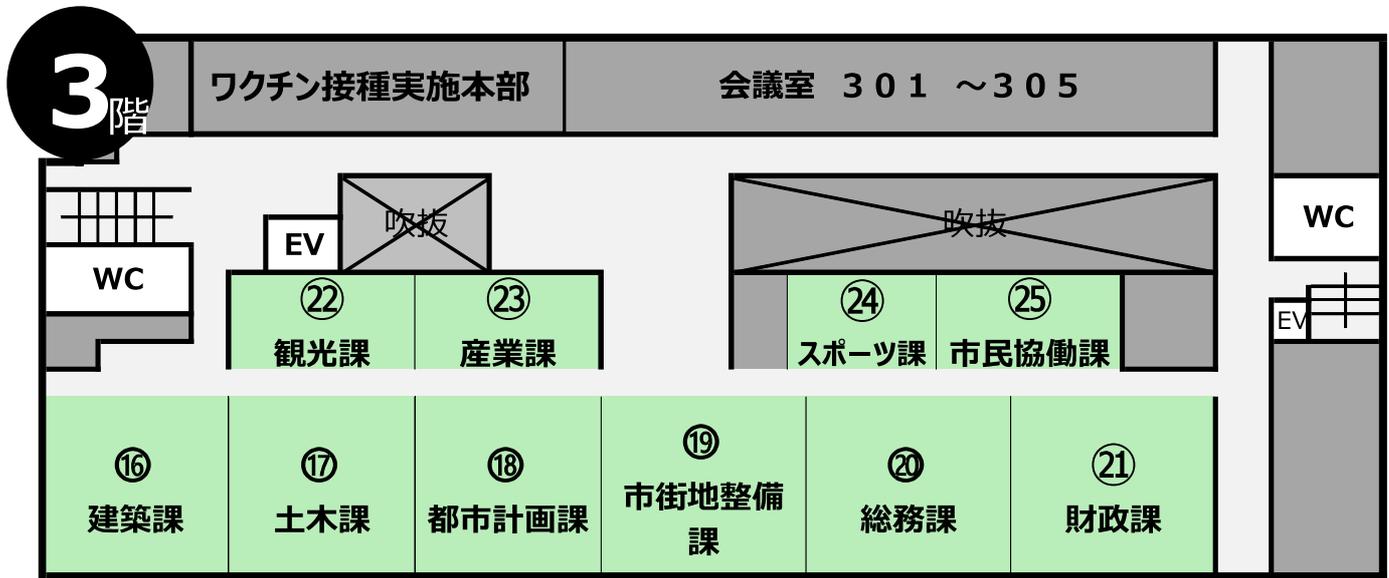
市役所以外でのお手続きと必要なもの

区分	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
その他市役所以外で行う手続き	固定電話 (NTT西日本)	契約承継・解約	NTT西日本の場合 (まずは、右記へ連絡してください) ・契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し ・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本の写し	(NTT西日本の場合) 局番なし116 携帯からは0800-2000-116
	固定電話 (NTT西日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	N H K受信料	名義変更・解約 (※1)	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	N H K名古屋放送局 電話 050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約 (※1)	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	半田警察署 電話 21-0110
	パスポート	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	クラシティパスポートセンター 電話 23-8500
	クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社	
手続きに必要な書類等について	<p>・手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの(戸籍、住民票・税に関する証明書等)があるため、手続き先にお問い合わせいただくから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。</p> <p>・戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、手続き先にご確認ください。</p> <p>【証明書の発行場所】</p> <p>○戸籍、住民票、印鑑証明書等 : 半田市役所 市民課 (1階①窓口) (印鑑証明書の交付には、必ず印鑑登録証の提示が必要です。)</p> <p>○所得証明書 : 半田市役所 税務課 (2階②窓口)</p> <p>○納税証明書 : 半田市役所 収納課 (1階⑦窓口)</p> <p>【証明書の取得できる方】</p> <p>○戸籍謄本(抄本) : 本人または同じ戸籍に記載されている方、直系のご親族 (それ以外の方が取得する場合は、委任状が必要。)</p> <p>○住民票 : 本人または同一世帯の方 (それ以外の方が取得する場合は、委任状が必要。)</p> <p>○印鑑登録証 : 証明書が必要な方の印鑑登録証をお持ちいただければ、どなたでも発行可能。</p> <p>○所得証明書 : 本人または同一世帯のご親族 (それ以外の方が取得する場合は、委任状が必要。)</p> <p>○納税証明書 : 本人または同一世帯のご親族 (それ以外の方が取得する場合は、委任状が必要。)</p> <p>※証明書の発行には所定の金額がかかります。</p>			
【引越れんらく帳のご利用について】(※1)				
<p>半田市上水道課では、インターネット上での水道の使用中止 (閉栓) の手続きの際に、電気・ガス・N H Kなどの他の解約手続きも同時に行える「引越れんらく帳」を導入しています。</p> <p>以下の半田市 (上水道課) のホームページにアクセスすることでご利用いただけます。 (https://www.city.handa.lg.jp/josui/machi/suido/josuido/siyou.html) (半田市ホームページ→まち・環境→水道→水道をご利用になるお客さまへ「水道の使用を開始したい・中止したい時は」)</p> <p>※上記「市役所以外で行う手続き」のうち、一部サービスのみ対応しています。 ※名義変更には対応していません。</p>				

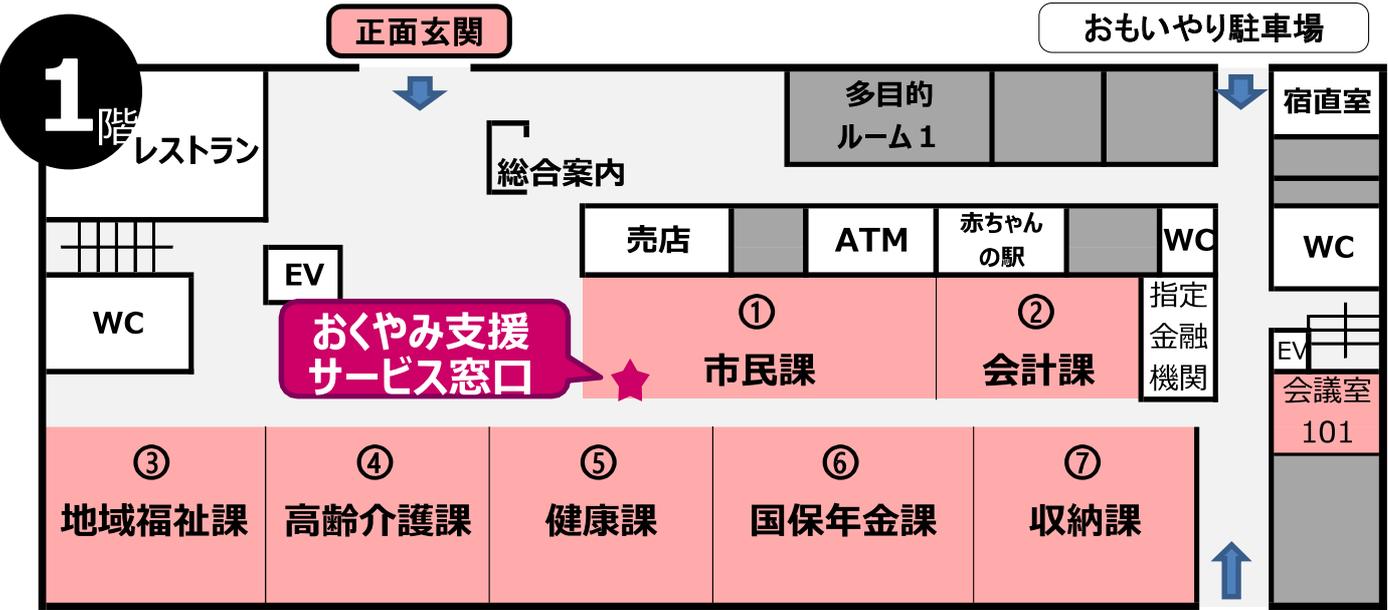
半田市内主要施設マップ



- ①半田警察署 ②知多総合庁舎（知多県税事務所） ③知多福祉相談センター
- ④半田公証役場 ⑤半田税務署 ⑥名古屋地方検察庁半田支部
- ⑦半田簡易裁判所（家庭裁判所） ⑧ハローワーク半田 ⑨半田保健所



半田病院駐車場連絡通路



南口

環境課は、リサイクルセンター内に移動しました。
 (半田市乙川末広町50番地)
 0569 - 21 - 4001

(宛先) 半田市長

お客様シート

下記届出事項については事実と相違なく、私の届出した事項につき一切の責任を負うことを同意します。
また下記の情報を関係各課に提供することに同意します。

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

①亡くなられた方の情報

亡くなられた方 氏名		
住所	〒475- 半田市	アパート名・方書きなど
生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
葬儀の日	令和 年 月 日	←告別式の日を記入してください。

②窓口に来られた方

相続人代表者※ (→違う場合は③も記入) 喪主 (→違う場合は④も記入)

ふりがな		
氏名		
死亡者から見た続柄	←妻・夫・子・子の子・父・母など	
電話番号		
住所	<input type="checkbox"/> :亡くなった方と同じ 〒 -	アパート名・方書きなど
生年月日	T・S・H 年 月 日	

◎窓口に来られた方の振込先情報 (還付金等の受取用です。相続人代表者・喪主ではない場合、記入は必須ではありません。)

金融機関名称	←「〇〇銀行」「〇〇信用金庫」まで記入してください	
支店等名称	←「〇〇支店」まで記入してください (ゆうちょ銀行の場合、記入不要です)	
預金種別	普通・当座	
口座番号	←ゆうちょ銀行の場合「記号(5桁) - 番号(8桁)」を記入してください	
口座名義人 (カナ)	←姓名の間は1文字空けて記入してください	
口座名義人 (漢字)		

窓口に来られた方が、相続人代表者・喪主(葬祭執行者)ではない場合は次ページも記入してください。

※相続人代表者とは、各種通知書の受取・保険料等還付金の受取について、相続人を代表していただく方です。

③相続人代表の方

喪主 (→違う場合は④も記入)

ふりがな		
氏名		
死亡者から見た続柄	←妻・夫・子・子の子・父・母など	
電話番号		
住所	<input type="checkbox"/> :亡くなった方と同じ 〒 -	アパート名・方書きなど
生年月日	T・S・H 年 月 日	

◎相続人代表者の振込先情報 (還付金等の受取用)

金融機関名称	←「〇〇銀行」「〇〇信用金庫」まで記入してください	
支店等名称	←「〇〇支店」まで記入してください (ゆうちょ銀行の場合、記入不要です)	
預金種別	普通・当座	
口座番号	←ゆうちょ銀行の場合「記号(5桁) - 番号(8桁)」を記入してください	
口座名義人 (カナ)	←姓名の間は1文字空けて記入してください	
口座名義人 (漢字)		

④喪主の方 (葬祭費の申請者)

(※亡くなった方が国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入していた場合のみご記入ください。)

ふりがな		
氏名		
死亡者から見た続柄		
電話番号		
住所	<input type="checkbox"/> :亡くなった方と同じ 〒 -	アパート名・方書きなど
生年月日	T・S・H 年 月 日	

◎葬祭費等の振込先情報 (喪主の口座)

金融機関名称	←「〇〇銀行」「〇〇信用金庫」まで記入してください	
支店等名称	←「〇〇支店」まで記入してください (ゆうちょ銀行の場合、記入不要です)	
預金種別	普通・当座	
口座番号	←ゆうちょ銀行の場合「記号(5桁) - 番号(8桁)」を記入してください	
口座名義人 (カナ)	←姓名の間は1文字空けて記入してください	
口座名義人 (漢字)		

コーナー担当者記入欄

◎各項目を職員が代筆の場合

記載内容確認 署名	
--------------	--

■本人確認

- I 免許証・パスポート・個人番号カード・住基カード・在留カード・特永証・障がい手帳
- II 保険証・年金手帳 + ()
- II その他 ()